みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第683号)

2023年10月20日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

~外貨関連~

商務部、

外資企業のビジネス環境改善にテコ入れ、 外資企業の問題・苦情収集・処理システムを運用開始

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

商務部は、2023 年 9 月 28 日に、「外資企業の問題・苦情収集・処理システム」(以下「システム」)の 運用開始を発表しました。同部が 2023 年を「中国への投資年」として外資誘致の活動を強化し、従来の 税制上優遇措置の付与が中心である誘致策から、外資企業の要望に応えることで、投資環境の改善に重 点を置く方針です。外資企業の課題と苦情の収集・対応を進めるために、外資企業円卓会議制度、重点 外資プロジェクト作業班、外商投資苦情対策メカニズムなどを構築しました。同システムの立ち上げは、 外商投資苦情対策メカニズムの一環となります。同部関係者は、「このシステムを、オンラインの外資企 業円卓会議としてみなすことができます。これは、企業がわざわざ足を運ばなくても同システムを通じ て、プロジェクトの立ち上げ・建設、生産・経営活動における様々な問題を随時反映し、また当部へ意 見と提案を出すことが可能となります。」と説明しました。

商務部発表の『外資企業問題訴求収集弁理システムユーザーマニュアル』に基づき、同システムを通じて、問題・訴求点、苦情の申立や、ビジネス環境の改善に向けた意見及び提案だけではなく、当局による苦情処理の進捗状況や各段階の窓口担当者との連絡も可能となります。なお、システムの利用方法は以下の通りです。

□ 新規登録

商務部公式ウェブサイト (https://unuser.mofcom.gov.cn/register) にアクセス、関連情報を入力、新規アカウントとして登録



(出所: 『外資企業問題訴求収集弁理システムユーザーマニュアル』)

ロ 既存アカウントによるログイン

外資企業年度報告を申告したことのある外資企業の場合、その関連アカウントでログイン(商務部ウェブサイト https://ecomp.mofcom.gov.cn/loginCorp.html)



(出所:『外資企業問題訴求収集弁理システムユーザーマニュアル』)

□ 問題・苦情の入力

機能ページにおける左側の「問題訴求」コラムの「填報」(記入)をクリック、下記の内容を記入

- ▶ 問題発生地、所属分野、連絡者関連情報(氏名、携帯番号、メールアドレス)
- 申立内容の類別(問題・訴求、苦情、提案)、問題の種類(要素保証、通関物流、行政許認可、 税収政策、金融サービス、データ越境移転、内国民待遇、知的財産権、政府調達、人員往来、 政策実行、その他)
- ▶ 前期状況(既に反映したか否か、既に司法手続きに入ったか否か)、概要
- ▶ ファイル添付可





(出所:『外資企業問題訴求収集弁理システムユーザーマニュアル』)

- □ 申立内容の補充・修正・撤回、処理進捗状況の確認
 - ▶ 「査詢」をクリック、「プロセス記録」における「補充・修正」意見に基づき関連資料を補充、 申立内容を修正
 - ▶ 「操作」コラムの「査看」をクリック、進捗状況の確認、窓口担当者との連絡が可能
 - ▶ 処理完了前に、申立内容の撤回が可能





(出所:『外資企業問題訴求収集弁理システムユーザーマニュアル』)

最近、対中外国直接投資(FDI)の鈍化を背景に、当局は外資誘致の強化とともに、投資環境の改善に梃子入れをし、外資利用の安定化を図っています。国務院が2023年8月13日に『外商投資環境の更なる最適化と外資誘致の強化に関する意見』(国発[2023]11号)を公表。投資環境の最適化、外商投資の質の向上を目的として、「外資活用の質の向上」、「外資企業の内国民待遇保証」、「外商投資保護を継続的に強化」、「投資・運営円滑性の向上」、「財政・税制支援の強化」、「外商投資促進の改善」6つの方面で計24項目の措置を取り上げました。中央政府は投資環境の改善に向けて、総力を挙げて外資企業に対するサービス・保証の強化、法整備や規制緩和などに取り組む姿勢を見せています。

外資企業円卓会議制度の整備については、9月に国家外貨管理局は外資金融機関・外資企業との座談会を開催。10月に商務部は山東省で、「第4回多国籍企業リーダー青島サミット」、そして、広州で外資

企業・外国貿易座談会をそれぞれ開催し、外資金融機関・外資企業から問題・訴求点などをヒアリングしました。

法整備による投資環境の最適化については、9月20日、北京市政府は同市の実情に応じた『北京市外商投資条例』の意見募集稿を発表。外資企業の関心度の高い分野について、外資企業の意見聴取、中資系企業と平等な権利の保証を明文化しました。

▶ 政策策定

外商投資に関する地方の法規・規則、規範性文書を制定する際、外資企業、関連商工会、協会などの意見を十分に聴取、合理的な過渡期を設けること

▶ 政府調達

外資企業の平等な参加を保証、政府への申立に関する制度を整備

▶ 標準化への参加

外資企業の標準化技術委員会への平等な参加を保証、外資企業の生産・経営と緊密な関係を 有する地方標準については、外資企業の意見を十分に聴取すること

▶ データの越境移転

条件を満たす外資企業のために「優先レーン」を設け、高効率で重要データ及び個人データ の越境安全評価を実施

また、9月28日に公表の「データの越境移転に関する規制と促進に関する規定」の意見募集稿では、一定の場合に安全評価等の要件を免除する等の緩和措置を定めました。中国に拠点を置き、グローバル事業の展開に伴い、中国から国外へ情報の移転・共有をする外資企業にとって、コンプライアンス面でのコストダウンに繋がります。

今後、商務部を含め中央各部門や各地方政府及び関連機関が、実務の観点から具体的な実施方策を打ち出し、引き続き当局の動向をフォローする必要があります。





*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。 【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部】

【照会先】

担当者 : 中国アドバイザリー部 経

Tel : 021-3855-8888 (Ext:1183)

E-mail: hao.jing@mizuho-cb.com

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

- 1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではございません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではございません。また、当行との取引においてご開示頂ぐ情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
- 2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
- 3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではございません。また、 引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明す るものではございません。
- 4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。